

## 森林整備保全事業に係る工事支障木の取扱いについて

森林整備保全事業工事で発生する工事支障木（以下「支障木」という。）について、その状態から明らかに販売の対象にならない、少量で販売が見込めない、工事の発注スケジュールとの関係上販売が困難である等立木販売による処分ができないなどの場合は、伐倒処理費を工事費に計上して処理することとしています。

入札時の支障木の有無については、現場説明書でお知らせしていますが、任意仮設に係る支障木の数量を含めることが困難であることから、契約後その支障木の数量が確定した段階で、発注者側から標準歩掛等で算出した概算金額を提示しますので、内容がよろしければ承諾のうえ契約変更手続きを行います。提示額が実質経費に適合しないと判断された（契約変更不成立）場合は、受注者側で近隣の林業事業者等から見積りを徴取するなどにより実勢価格を提示いただき、その価格を反映した設計単価を採用いたします。

提示額が実質経費に適合しない場合は、受注者により伐倒から枝条処理を含む経費について、原則として3者以上の見積書を提出し、提出された見積額の妥当性を発注者が確認のうえ、実勢価格を設計単価に採用いたします。

工事支障木の数量については立木での材積で、伐倒処理費は処理に直接必要な費用のみとし、間接的な経費を含まない価格とします。

また、支障木の数量は、任意仮設に係る支障木も含めて取り扱いを行うことから、契約後に支障木調査等の手続きを行い、支障木処理を含めた契約変更を締結いたします。

なお、支障木処理に必要な期間は、工期変更の対象とさせていただきます。

### 【工事契約後】 明らかに販売の対象にならない支障木の場合

工事範囲内支障木 + 任意仮設支障木 = 支障木総数量(立木による数量)



伐倒処理内容及び経費について標準歩掛等での概算金額を記載して指示



指示内容の承諾

概算金額を設計単価に採用

指示内容の承諾が得られない(契約変更不成立)

原則3者の見積書提出により実勢価格を採用

↓  
契約変更後に伐倒処理を行う

※伐倒処理費には間接的な費用は含まない

中部森林管理局

計画保全部 治山課

森林整備部 森林整備課

工事支障木伐倒処理費内容

本工事で見込んでいる支障木の伐倒処理条件は以下のとおりです。

名称	規格寸法	数量	概算単価	備考
伐倒処理 伐倒本数に対する 枝払い 玉切り 木寄せ(20m程度内) を含む	樹種:〇〇ほか 本数:〇〇本 胸高直径 〇〇~〇〇cm 平均〇〇cm 樹高 〇〇~〇〇m 平均〇〇m 玉切り材長 〇m	〇〇.〇〇m <sup>3</sup>	〇〇〇円/m <sup>3</sup>	
集材(〇〇系)	//	〇〇.〇〇m <sup>3</sup>	〇〇〇円/m <sup>3</sup>	

記載されている数量は、立木材積で、単価は直接工事費に該当する費用である。  
概算単価には機械運搬費は含まない。  
間接的な経費は含まず、該当する工事費から間接工事費の率により計上する。  
支障木の集積は、滑落や増水時に流出しないよう適切な処理を行うこと。

---

※ 記載例であり、実際の積算内容を記載する。  
集材の〇〇系は、車両系、架線系等

工事支障木伐倒処理費内容

本工事で見込んでいる支障木の伐倒処理条件は以下のとおりです。

名 称	規格寸法	数 量	単 価	備 考
伐倒処理 伐倒本数に対する 枝払い 玉切り 木寄せ(20m程度内) を含む	樹種:〇〇ほか 本数:〇〇本 胸高直径 〇〇~〇〇cm 平均〇〇cm 樹高 〇〇~〇〇m 平均〇〇m 玉切り材長 〇m	〇〇.〇〇m <sup>3</sup>	□□□円/m <sup>3</sup>	
集材(〇〇系)	//	〇〇.〇〇m <sup>3</sup>	□□□円/m <sup>3</sup>	

記載されている数量は、立木材積で、単価は直接工事費に該当する費用である。  
単価には機械運搬費は含まない。  
上記金額内に間接的な経費は含まない。